平成２４年（フ）第４２号
佐賀県唐津市鏡157番地５
債務者　中村　香織
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第１１７号
富山市婦中町長沢4834番地
債務者　宮本　利幸
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８４号
福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿1616番地１
債務者　東　　久美（旧姓宮原）
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第９６号
広島県福山市駅家町大字万能倉710番地１
オリーブハウス万能倉Ｂ301
債務者　三笘　正明
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第９７号
岡山県井原市芳井町片塚600番地
債務者　山本　　剛
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１０４号
広島県福山市南蔵王町６丁目29番２―201号
債務者　塚本　智克
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１０５号
広島県福山市南蔵王町６丁目29番２―201号
債務者　塚本　光栄
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第３８号
鹿児島県霧島市隼人町姫城639番地１　エクセルコーポ88―103号
債務者　日高　大輔
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１０号
宮城県登米市東和町米谷字越路94―１　東和定住促進住宅１―204、住民票上の住所宮城県本吉郡南三陸町志津川字大森96番地４
債務者　佐藤ひろみ
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２４年（フ）第８０号
住居所不明、最後の住所松江市西津田１丁目10番22―106号　松原マンション
債務者　橋本　國夫
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７２号
山口県防府市伊佐江町９番17号
債務者　清水寿恵子
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９４号
福島県いわき市内郷内町桜本86番地の15、前住所静岡県静岡市清水区蒲原小金460番地の８
債務者　渡辺佐恵子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第４１７号
札幌市豊平区平岸１条13丁目３番27―106号、申立時の住所札幌市豊平区平岸６条17丁目１番１―806号
債務者　駒井　　泉
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６４９号
札幌市北区新琴似６条15丁目５番４号
債務者　兼平　明子（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７２２号
札幌市豊平区月寒西４条９丁目３番37号　ロイヤルエミナンス201号
債務者　大浦すみ子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８８５号
札幌市東区東苗穂２条２丁目１番１―38号
債務者　八木扶美子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９６３号
北海道北広島市青葉町３丁目６番地14
債務者　梅津　敦恵
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部